

別記

要求書

- 一、 歳首減給セザルコト
- 一、 退職手当ヲ左ノ如ク制定セヨ
但シ、一ヶ年未満ハ一ヶ年トシ月給ノ一ヶ月支給ノコト
以後一ヶ年又ハ二ヶ年ノ端数ヲ増ス毎ニ一ヶ月加算ノコト
- 一、 日給制ヲ月給制ニ改ムルコト
- 一、 日給ヲ一円五十銭ニ値エケセヨ
- 一、 年二回ノ賞與ヲ増額セヨ
- 一、 定期昇給制ヲ制定セヨ
但シ、年一ヶ月給ノ五分タルコト
- 一、 休場中ノ給料金額支給セヨ
- 一、 七八月中ノ休場中ノ給料金額支給セヨ
- 一、 公傷疾病ニヨル欠勤ノ場合ハ給料金額支給並ニ若春費金額支給セヨ
- 一、 過勤手當ヲ左ノ如ク制定セヨ
1. 残業ノ場合ハ午後十二時迄五十銭トシ以後一時間増ス毎ニ五十

d.